

**農業経営基盤の強化の促進に関する  
基本的な構想**

令和4年3月

(令和5年8月一部改正)

栗原市

目 次

第1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
1	栗原市の概要	1
2	農業の現状と課題	1
3	農業経営の目標	1
4	農業者等に対する支援策	2
5	経営体育成の推進体制	3
6	新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標	4
第2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する 営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	5
第2の2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する 営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業 経営の指標	12
第3	第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する 事項	12
1	農業者を担う者の確保及び育成の考え方	12
2	栗原市が主体的に行う取組	12
3	関係機関等の役割分担	13
4	就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収 集・相互提供	13
第4	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する 目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	14
第5	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	16
1	第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地 域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項	16
2	農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の 基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	17
3	農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて 行う農作業の実施の促進に関する事項	19
4	利用権設定等促進事業に関する事項	20
5	その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	26
第6	農地中間管理機構が行う特例事業の実施に関する事項	27
第7	その他	27
別紙1	(第5の4(1)⑥関係)	28
別紙2	(第5の4(2)関係)	29

# 栗原市農業経営基盤強化促進基本構想

## 基本構想の意義

集落における農業者の合意形成を基礎とし、担い手への農用地の集積・集約化を推進し経営感覚に優れた、効率的かつ安定的な経営体の育成を図っていくことが、緊急に解決すべき農政の課題となっている。

このため「基本構想」は、新たな制度、政策体系の下で農地流動化、担い手育成等を総合的に実施する施策の目標として、概ね10年後を見通した、栗原市における育成すべき農業経営体の目標を明確化するとともに、農業経営改善を図ろうとする農業者に対する支援措置等について、宮城県が定めた「農業経営基盤強化の促進に関する方針」に基づき、農業経営基盤の強化の促進に関する構想を示すものである。

## 基本構想の構成

この基本構想は、第1～第7により構成されている。

第1「農業経営基盤の強化の促進に関する目標」では、栗原市における農業生産、農業構造等の10年間を見通した今後の基本的な方向を記述し、育成すべき効率的かつ安定的な農業経営について、目標とすべき所得水準、労働時間等の基本的な考え方を示している。

第2「効率的かつ安定的な農業経営の指標」では、栗原市の主な営農類型について、農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する指標を営農形態ごとに記述している。

第2の2「経営農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標」では、新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とする第2の指標に対する目安を示している。

第3「第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項」では、農業を担う者の確保及び育成の考え方、就農等希望者の受入体制の確保、市内関係機関との役割分担・連携の考え方、市が主体的行う就農等促進のための取組、就農等希望者の受入れから定着に向けたサポートの考え方・取組について記述している。

第4「効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項」では、これらの農業経営が、地域の農用地の利用に占めるべき面積の目標について、10年後を目標に記述している。

第5「農業経営基盤強化促進事業に関する事項」では、地域計画の作成、利用権設定等促進事業、農用地利用改善事業の実施を促進する事業、委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業、農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業、その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事業について記述している。

第6「農地中間管理機構が行う特例事業の実施に関する事項」では、栗原市において、農地中間管理機構が特例事業を行う際に留意すべき事項について記述している。

第7「その他」では、農業経営基盤強化促進事業の実施に関する運用を記述している。

## 基本構想の目標年次

この基本構想は、令和3年度を初年度とし、令和12年度を目標年次とする概ね10年の構想である。

## 第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

### 1 栗原市の概要

栗原市は、宮城県北西部に位置している。

市の北西部には栗駒山を主峰とする奥羽山脈が縦走し、その支脈は南東に張り出し丘陵地帯を形成し伊豆沼、内沼に至っている。

この丘陵地帯の間を迫川、二迫川、三迫川、小山田川が流れ、これら河川流域や沼の周辺に広がる耕土は主要な穀倉地帯となっており、その立地条件を活かして水稻・大豆を主体とする農業生産を展開してきた。また、経営の発展を図るため、施設園芸や酪農・肉用牛を中心とした畜産の導入が盛んとなっている。

今後は、このような施設園芸において、高収益性の作目・作型を、担い手を中心に導入し、地域として産地化を図ることとする。

また、耕種を中心に経営規模の拡大を志向する農家と、施設園芸による集約的経営を展開する農家との間で、労働力提供、農地の貸借等においてその役割分担を図りつつ、地域農業の発展を目指す。

さらには、このような農業生産展開の基礎となる優良農地の確保を図ることを基本として、農業振興地域整備計画に即し、引き続き、農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

### 2 農業の現状と課題

栗原市の農業は、「ひとめぼれ」や「ササニシキ」などの栗原の風土を生かした稲作を中心に、畜産・園芸等本市の基幹産業として重要な役割を担ってきた。

しかし、近年の米価下落などにより、農家をとりまく環境は一層厳しさを増している。また、中山間地域などにおいては、遊休農地の増加や担い手不足などが深刻化しているが、農業の法人化など意欲的な農業者による新たな取り組みも進められている。

このため、今後も関係機関・農業団体等と一体となり連携を密にしながら、経営感覚の優れた効率的かつ安定的な経営体の育成・確保、農業生産基盤の整備、多様化する消費者ニーズへの対応などを実践し、本市の主力産業として確立する必要がある。

### 3 農業経営の目標

栗原市は、農業の諸課題に対処し農業が職業として選択し得る、魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営体を育成することとする。

具体的な経営の指標は、栗原市及びその周辺市町村において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する、年間農業所得（主たる農業従事者1人当たり380万円程度、主たる従事者に補助従事者1～2人を加えた1経営体当たり500万円～620万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者1人当たり1,800～2,000時間程度）の水準を実現できるものとし、また、これらの経

営が本市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

#### 4 農業者等に対する支援策

栗原市は、将来の農業を担う若い農業経営者の意向、その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が、地域の農業の振興を図るために行う自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すにあたり、農業経営基盤強化促進事業や農地中間管理事業を積極的に活用するなど、担い手経営体の育成や集落営農組織の法人化への支援を行い、必要な措置を総合的に実施する。

まず、栗原市は、栗原農業改良普及センター、栗原市農業委員会、新みやぎ農業協同組合等が相互の連携の下で濃密な指導を行うために、栗原市農業再生協議会において、集落段階における農業の将来展望と、それを担う経営体を明確にするための徹底した話し合いを促進する。

さらに、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれら周辺農家に対して、上記の栗原市農業再生協議会が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って、自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員等による掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて、利用権設定等を進める。

また、これらの農地の流動化に関しては、既に集団的土地利用を行っている地域を範としつつ、このような土地利用調整を全市的に展開して集団化・連担化した条件で担い手に農用地が利用集積されるよう努める。

特に、農用地の利用集積を進めるに当たっては、農地中間管理事業（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第3項）の積極的な活用を図り、地域ごとの農用地の利用実態に配慮して円滑な農用地の面的集積を推進する。

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進し、農用地利用改善団体の設立を目指す。

また、地域での話し合いを進めるに当たっては、「農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下法という。）」法第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた個別経営体又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の实情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにする。特に、認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度及び特定農業団体制度についての普及・啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進することとし、農用地利用改善団

体の設立とともに特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

さらに、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進し、農地貸借の促進と農作業受委託の促進を一体として、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努め、併せて集約的な経営展開を助長するため、栗原農業改良普及センターの指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。

また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農業生産法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

特に、中山間地域である鶯沢地区、花山地区においては、農地の一体的管理を行う主体として当面集落を単位とした生産組織の育成を図り、当該組織全体の協業化・法人化を進めて特定農業法人や特定農業団体の設立を図る。

さらに、栗原市の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他サラリーマン農家等にも本法、その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に、法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、栗原市農業委員会の支援による農用地利用をこれら認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、栗原市が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

さらに、地域の面的な広がりを対象とした基盤整備事業の実施に当たっても当該実施地区において経営を展開している認定農業者にも十分配慮し、事業の実施がこのような農業者の経営発展に資するよう、事業計画の策定等において経営体育成の観点から十分な検討を行う。

## 5 経営体育成の推進体制

栗原市は、栗原市農業委員会、新みやぎ農業協同組合の担当で構成する指導チームを設置し、栗原農業改良普及センターの協力を受けて、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び農協

支店単位の研修会の開催等を行う。

特に、栗原市では水田作との複合で畜産を導入する認定農業者が多く、畜産規模拡大を目指す農業経営が展開しつつある。このため適切な資金計画の下に施設への投資を行っていくため、同指導チームの下に日本政策金融公庫仙台支店の参画を仰ぎつつ、農協の融資担当者等による資金計画に係る研修、濃密な指導を実施する。

また、生産に特化した営農から脱却を図り、有利販売を目指そうとする農業者及び生産組織に、同指導チームの下に、市場関係者等の参画を得つつ、マーケティング面からの検討を行い、産地化を狙いとした戦略的振興作目を選定した上で、その栽培に関する濃密な指導を行い、水稻と組み合わせての複合経営としての発展に結びつけるよう努める。

なお、農業経営改善計画の期間を了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成指導等を重点的に行う。

## 6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

栗原市の新規就農者は、平成28年度の21人から、令和3年度の15人と、減少傾向に推移しているが、基幹作物である水稻の生産量の維持及び他の土地利用型作物の推進を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

担い手の確保に当たっては、農家に関係する青年だけではなく、農家以外の者や他産業従事経験がある中高年等の人材を幅広く集めることが必要である。

具体的には、宮城県が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」第1の3の(1)のイに掲げられた、新たに農業経営を営もうとする青年等の確保目標年間160人を踏まえ、栗原市では年間15人を確保目標とする。

なお、45歳以上65歳未満の中高齢者についても、他産業従事経験等を活かし意欲的な者については、積極的に支援の対象とする。

栗原市及びその周辺市町村の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（第1の3に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の5割程度の農業所得とし、主たる従事者1人当たりの年間農業所得190万円程度）を目標とする。

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。

そのため、就農希望者に対して、農地については、栗原市農業委員会や農地中間管理機構等による紹介、技術・経営面については栗原農業改良普及センター、新みやぎ農業協同組合等が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

## 第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する 営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1で示すような目標を達成可能とする効率的かつ安定的な農業経営を育成するため、現在市内各地において展開している営農類型の事例を踏まえて、基本的指標を示すと次のとおりである。

No.	営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法等
土地 全市 1	稲作	<作付面積等> 水稻＝20ha (自作地10ha) (借地10ha)	(水稻) 機械化一貫体系(一部CE活用) 品種:ひとめぼれを中心とした組合せ 一部に直播技術を導入 ほ場の集積 (作業受託を組入れる場合は、基幹3作業受託)	○営農・生活設計に基づく経営ビジョンの樹立 ○複式簿記記帳に基づく財務管理 ○生産技術の経営的評価に基づく生産管理 ○経営の展開方向に応じた販売管理 ○特にマーケティングを意識した生産・販売対策 ○従事者の健康と作業性に考慮した労働管理 ○家族経営協定及び就業規則による給料制、休日制等の実施、年金制度の適切な活用 ○経営形態に応じた労災・雇用保険の加入 ○経営所得安定対策等の対象となる経営体を想定しており、収支には国等からの助成金を含めて計算する
土地 全市 2 組織	稲作 組織経営 主たる従 事者3人	<作付面積等> 水稻＝45ha (自作地12ha) (借地20ha) (作業受託13ha)	(水稻) 機械化一貫体系(一部CE活用) 品種:ひとめぼれを中心とした組合せ ほ場の集積 先進的な技術に積極的に取組、低コスト化を図る 作業受託:基幹3作業受託	(農地所有適格法人) ○構成員が共有する経営ビジョンの樹立 ○複式簿記記帳に基づく財務管理 ○生産技術の経営的評価に基づく生産管理 ○経営の展開方向に応じた販売管理 ○特にマーケティングを意識した生産・販売対策 ○従事者の健康と作業性に考慮した労働管理 ○就業規則による給料制、休日制等の実施 ○経営形態に応じた労災・雇用保険の加入 ○経営所得安定対策等の対象となる経営体を想定しており、収支には国等からの助成金を含めて計算する
土地 全市 3	稲作 + 大豆	<作付面積等> 水稻＝19ha (自作地9ha) (借地10ha) 大豆＝3ha	(水稻) 機械化一貫体系(一部CE活用) 品種:ひとめぼれを中心とした組合せ 一部に直播技術を導入 ほ場の集積 (作業受託を組入れる場合は、基幹3作業受託)  (大豆) 転作活用による大豆栽培 品種:タンレイ、ミヤギシロメ等	○営農・生活設計に基づく経営ビジョンの樹立 ○複式簿記記帳に基づく財務管理 ○生産技術の経営的評価に基づく生産管理 ○経営の展開方向に応じた販売管理 ○特にマーケティングを意識した生産・販売対策 ○従事者の健康と作業性に考慮した労働管理 ○家族経営協定及び就業規則による給料制、休日制等の実施、年金制度の適切な活用 ○経営形態に応じた労災・雇用保険の加入 ○経営所得安定対策等の対象となる経営体を想定しており、収支には国等からの助成金を含めて計算する
土地 全市 4 組織	稲作 + 大豆 組織経営 主たる従 事者3人	<作付面積等> 水稻＝45ha (自作地15ha) (借地15ha) (作業受託15ha) 大豆＝12ha	(水稻) 機械化の一貫体系(汎用コンバイン・一部CE活用) 品種:ひとめぼれを中心とした組合せ 一部に直播技術を導入 ほ場の集積 作業受託:基幹3作業受託  (大豆) 汎用コンバイン高能率利用 品種:タンレイ、ミヤギシロメ等	(農地所有適格法人) ○構成員が共有する経営ビジョンの樹立 ○複式簿記記帳に基づく財務管理 ○生産技術の経営的評価に基づく生産管理 ○経営の展開方向に応じた販売管理 ○特にマーケティングを意識した生産・販売対策 ○従事者の健康と作業性に考慮した労働管理 ○就業規則による給料制、休日制等の実施 ○経営形態に応じた労災・雇用保険の加入 ○経営所得安定対策等の対象となる経営体を想定しており、収支には国等からの助成金を含めて計算する
土地 全市 5 組織	稲作 + 大豆 + 農産加工 (味噌) 組織経営 主たる従 事者3人、 副従事2名	<作付面積等> 水稻＝30ha (自作地15ha) (借地15ha) (作業受託5ha) + 大豆＝12ha + 農産加工(味噌)	(水稻) 機械化の一貫体系(汎用コンバイン・一部CE活用) 品種:ひとめぼれを中心とした組合せ 一部に直播技術を導入 ほ場の集積 (大豆) 汎用コンバイン高能率利用 品種:タンレイ、ミヤギシロメ等 (味噌) 年間16.2t生産 味噌加工は副従事2名で担当	(農地所有適格法人) ○構成員が共有する経営ビジョンの樹立 ○複式簿記記帳に基づく財務管理 ○生産技術の経営的評価に基づく生産管理 ○経営の展開方向に応じた販売管理 ○特にマーケティングを意識した生産・販売対策 ○従事者の健康と作業性に考慮した労働管理 ○就業規則による給料制、休日制等の実施 ○経営形態に応じた労災・雇用保険の加入 ○経営所得安定対策等の対象となる経営体を想定しており、収支には国等からの助成金を含めて計算する

土地 全市 6 組織	稲作 + 大豆 + 農産加工 (もち)  組織経営 主たる従 事者4人	<作付面積等> 水稻=30ha (自作地15ha) (借地15ha) + 大豆=12ha + 農産加工(もち)	(水稻) 機械化の一貫体系(汎用コンバイン・ 一部CE活用) 品種:ひとめぼれ7割、みやこがねも ち3割の組合せ(もち米は加工) 一部に直播技術を導入 ほ場の集積 (大豆) 汎用コンバイン高効率利用 品種:タンレイ、ミヤギシロメ等 (もち) 切り餅及びおこわ等加工販売 年間24,000kg生産	(農地所有適格法人) ○構成員が共有する経営ビジョンの樹立 ○複式簿記記帳に基づく財務管理 ○生産技術の経営的評価に基づく生産管理 ○経営の展開方向に応じた販売管理 ○特にマーケティングを意識した生産・販売対策 ○従事者の健康と作業性に考慮した労働管理 ○就業規則による給料制、休日制等の実施 ○経営形態に応じた労災・雇用保険の加入 ○経営所得安定対策等の対象となる経営体を想定し ており、収支には国等からの助成金を含めて計算す る
土地 全市 7	稲作 + 農家レスト ラン	<作付面積等> 水稻=15ha (自作地9ha) (借地6ha)	(水稻) 機械化一貫体系(一部CE活用) 品種:ひとめぼれを中心とした組合 せ 一部に直播技術を導入 ほ場の集積 (作業受託を組入れる場合は、基幹 3作業受託) (レストラン) 週6日営業(年間200日営業) 労働力2名程度 自家食材7割:地域食材3割 年間3000食目標	○営農・生活設計に基づく経営ビジョンの樹立 ○複式簿記記帳に基づく財務管理 ○生産技術の経営的評価に基づく生産管理 ○経営の展開方向に応じた販売管理 ○特にマーケティングを意識した生産・販売対策 ○従事者の健康と作業性に考慮した労働管理 ○家族経営協定及び就業規則による給料制、休日 制等の実施、年金制度の適切な活用 ○経営形態に応じた労災・雇用保険の加入
野菜 全市 1	施設野菜 + 稲作	<作付面積等> ほうれんそう パイプハウス 2,000㎡ なばな パイプハウス 2,000㎡  水稻=15ha (自作地5ha) (借地10ha)	(ほうれんそう、なばな) パイプハウスの輪作体系 ほうれんそう 6月から9月まで2回 作付 なばな 9月から4月まで作付  (水稻) 機械化一貫体系(一部CE利用) 品種:ひとめぼれを中心とした組合 せ 一部に直播技術を導入 ほ場の集積	○営農・生産設計に基づく経営ビジョンの樹立 ○複式簿記記帳に基づく財務管理 ○生産技術の経営的評価に基づく生産管理 ○経営の展開方向に応じた販売管理 ○従事者の健康と作業性に考慮した労働管理 ○部門間の労力配分と適切な雇用導入 ○家族経営協定及び就業規則による給料制、休日 制等の実施、年金制度の適切な活用 ○経営形態に応じた労災・雇用保険の加入 ○消費者ニーズの把握に基づく商品販売力の強化
野菜 全市 2	露地野菜 + 稲作	<作付面積等> そらまめ=1ha  水稻=13ha (自作地5ha) (借地8ha)	(そらまめ) 秋まき栽培 防風・防寒資材 被覆期間12月上旬~3月下旬  (水稻) 機械化一貫体系(一部CE活用) 品種:ひとめぼれを中心とした組合 せ 一部に直播技術を導入 ほ場集積	○営農・生産設計に基づく経営ビジョンの樹立 ○複式簿記記帳に基づく財務管理 ○生産技術の経営的評価に基づく生産管理 ○経営の展開方向に応じた販売管理 ○従事者の健康と作業性に考慮した労働管理 ○部門間の労力配分と適切な雇用導入 ○家族経営協定及び就業規則による給料制、休日 制等の実施、年金制度の適切な活用 ○経営形態に応じた労災・雇用保険の加入 ○消費者ニーズの把握に基づく商品販売力の強化
野菜 全市 3	露地野菜 + 稲作	<作付面積等> レンコン 3,000㎡  水稻=15ha (自作地5ha) (受託地10ha)	(レンコン) 早稲品種栽培による早出し 反収1,000kg 施設パイプハウス3,000㎡ 作付3月末 収穫8月初旬  (水稻) 機械化一貫体系(一部CE利用) 品種:ひとめぼれを中心とした組合 せ 一部に直播技術を導入 ほ場の集積	○営農・生産設計に基づく経営ビジョンの樹立 ○複式簿記記帳に基づく財務管理 ○生産技術の経営的評価に基づく生産管理 ○経営の展開方向に応じた販売管理 ○従事者の健康と作業性に考慮した労働管理 ○部門間の労力配分と適切な雇用導入 ○家族経営協定及び就業規則による給料制、休日 制等の実施、年金制度の適切な活用 ○経営形態に応じた労災・雇用保険の加入 ○消費者ニーズの把握に基づく商品販売力の強化

野菜 全市 4	露地野菜 + 稲作	<作付面積等> ねぎ 5,000㎡  水稻＝13ha (自作地5ha) (借地8ha)	(ねぎ) 1月播種、4月定植の冬播き栽培  (水稻) 機械化一貫体系(一部CE活用) 品種:ひとめぼれを中心とした組合せ 圃場の集積	○営農・生産設計に基づく経営ビジョンの樹立 ○複式簿記記帳に基づく財務管理 ○生産技術の経営的評価に基づく生産管理 ○経営の展開方向に応じた販売管理 ○従事者の健康と作業性に考慮した労働管理 ○部門間の労力配分と適切な雇用導入 ○家族経営協定及び就業規則による給料制、休日制等の実施、年金制度の適切な活用 ○経営形態に応じた労災・雇用保険の加入 ○消費者ニーズの把握に基づく商品販売力の強化
野菜 全市 5	施設野菜 + 稲作	<作付面積等> いちご パイプハウス 2,000㎡(直売)  水稻＝8ha (自作地8ha)	(いちご) パイプハウスによる栽培 直売による販売 消費者動向にあわせた品種の導入  (水稻) 機械化一貫体系(CE活用) 品種:ひとめぼれを中心に組合せ (貸付可)	○営農・生産設計に基づく経営ビジョンの樹立 ○複式簿記記帳に基づく財務管理 ○生産技術の経営的評価に基づく生産管理 ○経営の展開方向に応じた販売管理 ○従事者の健康と作業性に考慮した労働管理 ○部門間の労力配分と適切な雇用導入 ○家族経営協定及び就業規則による給料制、休日制等の実施、年金制度の適切な活用 ○経営形態に応じた労災・雇用保険の加入 ○消費者ニーズの把握に基づく商品販売力の強化
野菜 全市 6	施設野菜 + 稲作	<作付面積等> いちご 鉄骨ハウス 4,000㎡(系統)  水稻＝5ha (自作地5ha)	(いちご) 促成栽培 夜冷育苗等による作型の組み合わせ 鉄骨ハウスによる加温栽培 市場出荷による販売  (水稻) 機械化一貫体系(一部CE活用) 品種:ひとめぼれを中心とした組合せ (貸付可)	○営農・生産設計に基づく経営ビジョンの樹立 ○複式簿記記帳に基づく財務管理 ○生産技術の経営的評価に基づく生産管理 ○経営の展開方向に応じた販売管理 ○従事者の健康と作業性に考慮した労働管理 ○部門間の労力配分と適切な雇用導入 ○家族経営協定及び就業規則による給料制、休日制等の実施、年金制度の適切な活用 ○経営形態に応じた労災・雇用保険の加入 ○消費者ニーズの把握に基づく商品販売力の強化
野菜 全市 7	施設野菜 + 稲作	<作付面積等> きゅうり 鉄骨ハウス 2,000㎡  水稻＝10ha (自作地5ha) (借地5ha)	(きゅうり) 半促成栽培と抑制栽培の2作型 複合環境制御、無人防除、機械選果  (水稻) 機械化一貫体系(一部CE活用) 品種:ひとめぼれを中心とした組合せ (貸付可)	○営農・生産設計に基づく経営ビジョンの樹立 ○複式簿記記帳に基づく財務管理 ○生産技術の経営的評価に基づく生産管理 ○経営の展開方向に応じた販売管理 ○従事者の健康と作業性に考慮した労働管理 ○部門間の労力配分と適切な雇用導入 ○家族経営協定及び就業規則による給料制、休日制等の実施、年金制度の適切な活用 ○経営形態に応じた労災・雇用保険の加入 ○消費者ニーズの把握に基づく商品販売力の強化
野菜 全市 8	施設野菜 + 稲作	<作付面積等> きゅうり 鉄骨ハウス 3,000㎡  水稻＝5ha (自作地5ha)	(きゅうり) 促成栽培と抑制栽培の2作型による 周年栽培・周年出荷  (水稻) 機械化一貫体系(一部CE利用) 品種:ひとめぼれを中心とした組合せ (貸付可)	○営農・生産設計に基づく経営ビジョンの樹立 ○複式簿記記帳に基づく財務管理 ○生産技術の経営的評価に基づく生産管理 ○経営の展開方向に応じた販売管理 ○従事者の健康と作業性に考慮した労働管理 ○部門間の労力配分と適切な雇用導入 ○家族経営協定及び就業規則による給料制、休日制等の実施、年金制度の適切な活用 ○経営形態に応じた労災・雇用保険の加入 ○消費者ニーズの把握に基づく商品販売力の強化

野菜 全市 9	施設野菜 + 稲作	<作付面積等> トマト 鉄骨ハウス 3,000㎡  水稲＝5ha (自作地5ha)	(トマト) 促成栽培と抑制栽培の2作型  (水稲) 機械化一貫体系(一部CE利用) 品種:ひとめぼれを中心とした組合 せ (貸付可)	○営農・生産設計に基づく経営ビジョンの樹立 ○複式簿記記帳に基づく財務管理 ○生産技術の経営的評価に基づく生産管理 ○経営の展開方向に応じた販売管理 ○従事者の健康と作業性に考慮した労働管理 ○部門間の労力配分と適切な雇用導入 ○家族経営協定及び就業規則による給料制、休日 制等の実施、年金制度の適切な活用 ○経営形態に応じた労災・雇用保険の加入 ○消費者ニーズの把握に基づく商品販売力の強化
野菜 全市 10	施設野菜 + 稲作	<作付面積等> トマト 鉄骨ハウス 4,000㎡  水稲＝4ha (自作地4ha)	(トマト) 半促成栽培と抑制栽培の2作型によ る周年栽培・周年出荷  (水稲) 機械化一貫体系(一部CE活用) 品種:ひとめぼれを中心とした組合 せ (貸付可)	○営農・生産設計に基づく経営ビジョンの樹立 ○複式簿記記帳に基づく財務管理 ○生産技術の経営的評価に基づく生産管理 ○経営の展開方向に応じた販売管理 ○従事者の健康と作業性に考慮した労働管理 ○部門間の労力配分と適切な雇用導入 ○家族経営協定及び就業規則による給料制、休日 制等の実施、年金制度の適切な活用 ○経営形態に応じた労災・雇用保険の加入 ○消費者ニーズの把握に基づく商品販売力の強化
野菜 全市 11	施設野菜 + 稲作	<作付面積等> ハウレンソウ パイプハウス 3,000㎡  水稲＝10ha (自作地5ha) (借地5ha)	(ほうれんそう) パイプハウスの周年栽培 年4回転  (水稲) 機械化一貫体系(一部CE活用) 品種:ひとめぼれを中心とした組合 せ	○営農・生産設計に基づく経営ビジョンの樹立 ○複式簿記記帳に基づく財務管理 ○生産技術の経営的評価に基づく生産管理 ○経営の展開方向に応じた販売管理 ○従事者の健康と作業性に考慮した労働管理 ○部門間の労力配分と適切な雇用導入 ○家族経営協定及び就業規則による給料制、休日 制等の実施、年金制度の適切な活用 ○経営形態に応じた労災・雇用保険の加入 ○消費者ニーズの把握に基づく商品販売力の強化
野菜 全市 12	露地野菜 + 施設野菜	<作付面積等> ダイコン 3ha  いちご パイプハウス 2,000㎡	(だいこん) 露地 夏どり(6～7月に順次は種、 収穫8～11月収穫)  (いちご) 露地 夏どり(7～8月) パイプハウスによる栽培	○営農・生産設計に基づく経営ビジョンの樹立 ○複式簿記記帳に基づく財務管理 ○生産技術の経営的評価に基づく生産管理 ○経営の展開方向に応じた販売管理 ○従事者の健康と作業性に考慮した労働管理 ○部門間の労力配分と適切な雇用導入 ○家族経営協定及び就業規則による給料制、休日 制等の実施、年金制度の適切な活用 ○経営形態に応じた労災・雇用保険の加入 ○消費者ニーズの把握に基づく商品販売力の強化
野菜 全市 13	施設野菜 + 稲作	<作付面積等> パプリカ パイプハウス 3,000㎡  水稲＝7ha (自作地7ha)	(パプリカ) 7月から12月まで出荷の夏秋栽培  (水稲) 機械化一貫体系(一部CE活用) 品種:ひとめぼれを中心とした組合 せ (貸付可)	○営農・生産設計に基づく経営ビジョンの樹立 ○複式簿記記帳に基づく財務管理 ○生産技術の経営的評価に基づく生産管理 ○経営の展開方向に応じた販売管理 ○従事者の健康と作業性に考慮した労働管理 ○部門間の労力配分と適切な雇用導入 ○家族経営協定及び就業規則による給料制、休日 制等の実施、年金制度の適切な活用 ○経営形態に応じた労災・雇用保険の加入 ○消費者ニーズの把握に基づく商品販売力の強化
野菜 全市 14	露地野菜 + 稲作	<作付面積等> キャベツ 5,000㎡  水稲＝15ha (自作地5ha) (借地10ha)	(キャベツ) 春まき栽培と秋まき栽培の年2作体 系  (水稲) 機械化一貫体系(一部CE活用) 品種:ひとめぼれを中心とした組合 せ 圃場の集積	○営農・生産設計に基づく経営ビジョンの樹立 ○複式簿記記帳に基づく財務管理 ○生産技術の経営的評価に基づく生産管理 ○経営の展開方向に応じた販売管理 ○従事者の健康と作業性に考慮した労働管理 ○部門間の労力配分と適切な雇用導入 ○家族経営協定及び就業規則による給料制、休日 制等の実施、年金制度の適切な活用 ○経営形態に応じた労災・雇用保険の加入 ○消費者ニーズの把握に基づく商品販売力の強化
野菜 全市 15	露地野菜 + 稲作	<作付面積等> ズッキーニ 3,000㎡  水稲＝15ha (自作地5ha) (借地10ha)	(ズッキーニ) 春まき栽培  (水稲) 機械化一貫体系(一部CE活用) 品種:ひとめぼれを中心とした組合 せ 圃場の集積	○営農・生産設計に基づく経営ビジョンの樹立 ○複式簿記記帳に基づく財務管理 ○生産技術の経営的評価に基づく生産管理 ○経営の展開方向に応じた販売管理 ○従事者の健康と作業性に考慮した労働管理 ○部門間の労力配分と適切な雇用導入 ○家族経営協定及び就業規則による給料制、休日 制等の実施、年金制度の適切な活用 ○経営形態に応じた労災・雇用保険の加入 ○消費者ニーズの把握に基づく商品販売力の強化

花き 全市 1	施設花き + 稲作	<作付面積等> 花壇苗 鉄骨ハウス 2,000㎡  水稲=5ha (自作地5ha)	(花壇苗) ベンチ導入による品質向上 消費者動向に合わせた作目・品種の 組合せ  (水稲) 機械化一貫体系(CE活用) 品種:ひとめぼれ (貸付可)	○営農・生産設計に基づく経営ビジョンの樹立 ○複式簿記記帳に基づく財務管理 ○生産技術の経営的評価に基づく生産管理 ○経営の展開方向に応じた販売管理 ○従事者の健康と作業性に考慮した労働管理 ○部門間の労力配分と適切な雇用導入 ○家族経営協定及び就業規則による給料制、休日 制等の実施、年金制度の適切な活用 ○経営形態に応じた労災・雇用保険の加入
花き 全市 2	施設花き + 稲作	<作付面積等> きく パイプハウス 1,500㎡ 露地 3,500㎡  水稲=7ha (自作地7ha)	(きく) 露地栽培+パイプハウス栽培 パイプハウス(保温、2重被覆、無加温 栽培)  (水稲) 機械化一貫体系(CE活用) 品種:ひとめぼれ (貸付可)	○営農・生産設計に基づく経営ビジョンの樹立 ○複式簿記記帳に基づく財務管理 ○生産技術の経営的評価に基づく生産管理 ○経営の展開方向に応じた販売管理 ○従事者の健康と作業性に考慮した労働管理 ○部門間の労力配分と適切な雇用導入 ○家族経営協定及び就業規則による給料制、休日 制等の実施、年金制度の適切な活用 ○経営形態に応じた労災・雇用保険の加入
花き 全市 3	施設花き + 稲作	<作付面積等> きく 鉄骨ハウス 3,000㎡ 露地 1,000㎡  水稲=6ha (自作地6ha)	(きく) 鉄骨ハウス シェード栽培6~7月出荷 電照栽培11~12月出荷 年2作~2.5作  (水稲) 機械化一貫体系(CE活用) 品種:ひとめぼれを中心に組合せ (貸付可)	○営農・生産設計に基づく経営ビジョンの樹立 ○複式簿記記帳に基づく財務管理 ○生産技術の経営的評価に基づく生産管理 ○経営の展開方向に応じた販売管理 ○従事者の健康と作業性に考慮した労働管理 ○部門間の労力配分と適切な雇用導入 ○家族経営協定及び就業規則による給料制、休日 制等の実施、年金制度の適切な活用 ○経営形態に応じた労災・雇用保険の加入
花き 全市 4	施設花き + 稲作	<作付面積等> ストック パイプハウス 2,000㎡  水稲=17ha (自作地7ha) (借地10ha)	(ストック) 春出し 2重被覆と加温機の利用  (水稲) 機械化一貫体系(一部CE利用) 品種:ひとめぼれを中心とした組合 せ 一部に直播技術を導入 ほ場の集積	○営農・生産設計に基づく経営ビジョンの樹立 ○複式簿記記帳に基づく財務管理 ○生産技術の経営的評価に基づく生産管理 ○経営の展開方向に応じた販売管理 ○従事者の健康と作業性に考慮した労働管理 ○部門間の労力配分と適切な雇用導入 ○家族経営協定及び就業規則による給料制、休日 制等の実施、年金制度の適切な活用 ○経営形態に応じた労災・雇用保険の加入
花き 全市 5	施設花き + 稲作	<作付面積等> トルコギキョウ パイプハウス 1,000㎡  水稲=15ha (自作地8ha) (借地10ha)	(トルコギキョウ) 夏出し 育苗期間の加温機利用  (水稲) 機械化一貫体系(一部CE利用) 品種:ひとめぼれを中心とした組合 せ 一部に直播技術を導入 ほ場の集積	○営農・生産設計に基づく経営ビジョンの樹立 ○複式簿記記帳に基づく財務管理 ○生産技術の経営的評価に基づく生産管理 ○経営の展開方向に応じた販売管理 ○従事者の健康と作業性に考慮した労働管理 ○部門間の労力配分と適切な雇用導入 ○家族経営協定及び就業規則による給料制、休日 制等の実施、年金制度の適切な活用 ○経営形態に応じた労災・雇用保険の加入

畜産 全市 1	肉用牛 (繁殖) + 稲作	<作付面積等> 常時飼養頭数 50頭  水稲＝12ha (自作地5ha) (借地7ha) 飼料畑＝2ha	(繁殖牛) 黒毛和種による繁殖 初産種付月齢14ヶ月齢 町営放牧場利用 転換畑利用による飼料作物栽培 優良種雄牛の活用  (水稲) 機械化一貫体系(CE活用) 品種:ひとめぼれを中心に組合せ (作業受託を組入れる場合は基幹3 作業受託)	○當農・生活設計に基づく経営ビジョンの樹立 ○複式簿記記帳に基づく財務管理 ○生産技術の経営的評価に基づく生産管理 ○経営の展開方向に応じた販売管理 ○従事者の健康と作業性に考慮した労働管理 ○部門間の労働力配分と適切な雇用導入 ○家族経営協定及び就業規則による給料制、休日 制等の実施、年金制度の適切な活用 ○経営形態に応じた労災・雇用保険の加入 ○肉牛ヘルパーの活用
畜産 全市 2	肉用牛 (肥育) + 稲作	<作付面積等> 常時飼養頭数 50頭  水稲＝8ha (自作地8ha) 飼料畑＝2ha	(繁殖牛) 素牛(黒毛和牛・去勢)導入9ヶ月 肥育期間20ヶ月(29ヶ月齢出荷) 肉質重視型肥育 良質粗飼料の確保 転換畑利用による飼料作物栽培  (水稲) 機械一貫体系(CE活用) 品種:ひとめぼれを中心とした組合 せ (作業受託を組入れる場合は基幹3 作業受託)	○當農・生活設計に基づく経営ビジョンの樹立 ○複式簿記記帳に基づく財務管理 ○生産技術の経営的評価に基づく生産管理 ○経営の展開方向に応じた販売管理 ○従事者の健康と作業性に考慮した労働管理 ○部門間の労働力配分と適切な雇用導入 ○家族経営協定及び就業規則による給料制、休日 制等の実施、年金制度の適切な活用 ○経営形態に応じた労災・雇用保険の加入 ○肉牛ヘルパーの活用
畜産 全市 3	酪農 + 稲作	<作付面積等> 搾乳牛 30頭  水稲＝10ha (自作地3ha) (借地7ha)	(酪農) パイプラインミルクカー パーンクリーナーによる処理 TMRによる飼料給与 牛群検定による高泌乳牛の確保  (水稲) 機械化一貫体系(CE活用) 品種:ひとめぼれを中心に組合せ (作業受託を組入れる場合は基幹3 作業受託)	○當農・生活設計に基づく経営ビジョンの樹立 ○複式簿記記帳に基づく財務管理 ○生産技術の経営的評価に基づく生産管理 ○経営の展開方向に応じた販売管理 ○従事者の健康と作業性に考慮した労働管理 ○部門間の労働力配分と適切な雇用導入 ○家族経営協定及び就業規則による給料制、休日 制等の実施、年金制度の適切な活用 ○経営形態に応じた労災・雇用保険の加入 ○酪農ヘルパーの活用
畜産 全市 4	養豚 + 稲作	<作付面積等> 繁殖豚 70頭  水稲＝5ha (自作地5ha)	(養豚一貫) 系統豚利用による肉質向上 豚の系統・生育ステージに適合した 飼養管理 枝肉歩留 65% 枝肉規格「上」物率 60%以上  (水稲) 機械化一貫体系(CE活用) 品種:ひとめぼれを中心に組合せ (貸付可)	○離農・生活設計に基づく経営ビジョンの樹立 ○複式簿記記帳に基づく財務管理 ○生産技術の経営的評価に基づく生産管理 ○経営の展開方向に応じた販売管理 ○従事者の健康と作業性に考慮した労働管理 ○部門間の労働力配分と適切な雇用導入 ○家族経営協定及び就業規則による給料制、休日 制等の実施、年金制度の適切な活用 ○経営形態に応じた労災・雇用保険の加入
畜産 全市 5	酪農	<作付面積等> 搾乳牛 50頭	(酪農) パイプラインミルクカー パーンクリーナーによる処理 TMRによる飼料給与 牛群検定による高泌乳牛の確保	○當農・生活設計に基づく経営ビジョンの樹立 ○複式簿記記帳に基づく財務管理 ○生産技術の経営的評価に基づく生産管理 ○経営の展開方向に応じた販売管理 ○従事者の健康と作業性に考慮した労働管理 ○家族経営協定及び就業規則による給料制、休日 制等の実施、年金制度の適切な活用 ○経営形態に応じた労災・雇用保険の加入 ○酪農ヘルパーの活用
畜産 全市 6	養豚	<作付面積等> 繁殖豚 100頭	系統豚利用による肉質向上 豚の系統・生育ステージに適合した 飼養管理 枝肉歩留 65% 枝肉規格「上」物率 60%以上	○離農・生活設計に基づく経営ビジョンの樹立 ○複式簿記記帳に基づく財務管理 ○生産技術の経営的評価に基づく生産管理 ○経営の展開方向に応じた販売管理 ○従事者の健康と作業性に考慮した労働管理 ○家族経営協定及び就業規則による給料制、休日 制等の実施、年金制度の適切な活用 ○経営形態に応じた労災・雇用保険の加入
畜産 全市 7 組織	養豚 (主たる従 事者3人)	<作付面積等> 繁殖豚 370頭	(養豚) 系統豚利用による肉質向上 豚の系統・生育ステージに適合した 飼養管理 枝肉歩留 65% 枝肉規格「上」物率 60%	○構成員が共有する経営ビジョンの樹立 ○複式簿記記帳に基づく財務管理 ○生産技術の経営的評価に基づく生産管理 ○経営の展開方向に応じた販売管理 ○特にマーケティングを意識した生産・販売対策 ○従事者の健康と作業性に考慮した労働管理 ○就業規則による給料制、休日制等の実施 ○経営形態に応じた労災・雇用保険の加入

果樹 全市 1	果樹 + 稲作	<作付面積等> りんご=2ha  水稲=8ha (自作地8ha)	(りんご) 普通栽培+わい化栽培の組み合わせ トラクター・スピードスプレーヤ共同 利用 動力噴霧機、高所作業車その他は 水稲部門の機械設備を利用  (水稲) 機械化一貫体系(一部CE活用) 品種:ひとめぼれを中心に組合せ	○営農・生産設計に基づく経営ビジョンの樹立 ○複式簿記記帳に基づく財務管理 ○生産技術の経営的評価に基づく生産管理 ○経営の展開方向に応じた販売管理 ○従事者の健康と作業性に考慮した労働管理 ○部門間の労力配分と適切な雇用導入 ○家族経営協定及び就業規則による給料制、休日 制等の実施、年金制度の適切な活用 ○経営形態に応じた労災・雇用保険の加入
特作 全市 1	特用作物 + 稲作	<作付面積等> 葉たばこ 1.5ha  水稲=11ha (自作地6ha) (借地5ha)	(葉たばこ) マルチ栽培 機械化一貫作業体系 簡易移植機・畝間作業車・葉編み 機・幹刈収穫機・乾燥施設 品種:パーレー種  (水稲) 機械化一貫体系(一部CE活用) 品種:ひとめぼれを中心に組合せ (作業受託を組入れる場合は基幹3 作業)	○営農・生産設計に基づく経営ビジョンの樹立 ○複式簿記記帳に基づく財務管理 ○生産技術の経営的評価に基づく生産管理 ○経営の展開方向に応じた販売管理 ○従事者の健康と作業性に考慮した労働管理 ○部門間の労力配分と適切な雇用導入 ○家族経営協定及び就業規則による給料制、休日 制等の実施、年金制度の適切な活用 ○経営形態に応じた労災・雇用保険の加入
特作 全市 2	菌茸類 + 稲作	<作付面積等> シイタケ 年間接種ほだ木 本数8,000本 有効ほだ木本数 20,000本  水稲=5ha (自作地5ha)	(シイタケ) 品種:種菌 夏種菌(高温性)60% 冬種菌(低温性)40% 栽培条件:周年栽培 設備:栽培舎(フレーム)、人口ほだ場、 暖房施設、保冷库  (水稲) 機械化一貫体系(一部CE活用) 品種:ひとめぼれを中心に組合せ (貸付可)	○営農・生産設計に基づく経営ビジョンの樹立 ○複式簿記記帳に基づく財務管理 ○生産技術の経営的評価に基づく生産管理 ○経営の展開方向に応じた販売管理 ○従事者の健康と作業性に考慮した労働管理 ○部門間の労力配分と適切な雇用導入 ○家族経営協定及び就業規則による給料制、休日 制等の実施、年金制度の適切な活用 ○経営形態に応じた労災・雇用保険の加入
特作 全市 3	菌茸類 + 稲作	<作付面積等> シイタケ 菌床ブロック 20,000個  水稲=5ha (自作地5ha)	(シイタケ) 栽培条件:周年栽培 設備:培養舎、栽培舎、暖房施設、 保冷库、パッキング機  (水稲) 機械化一貫体系(一部CE活用) 品種:ひとめぼれを中心に組合せ (貸付可)	○営農・生産設計に基づく経営ビジョンの樹立 ○複式簿記記帳に基づく財務管理 ○生産技術の経営的評価に基づく生産管理 ○経営の展開方向に応じた販売管理 ○従事者の健康と作業性に考慮した労働管理 ○部門間の労力配分と適切な雇用導入 ○家族経営協定及び就業規則による給料制、休日 制等の実施、年金制度の適切な活用 ○経営形態に応じた労災・雇用保険の加入

## **第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標**

栗原市において、第1の3に示す目標を達成するための主要な営農類型ごとの基本的指標は、第2の「効率的かつ安定的な農業経営の指標」のとおりであり、新たに農業経営を営もうとする青年等が取り組む農業経営においても、本指標を参考とする。

新たに農業経営を営もうとする青年等の農業経営の目標は、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得を確保すること（第1の6）であり、まず、この目標達成に向けた経営規模を確保し、将来的には、第1の3に示す目標達成を目指す。

## **第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項**

### **1 農業者を担う者の確保及び育成の考え方**

栗原市の主要産業となっている農畜産業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、宮城県農業経営・就農支援センター、栗原農業改良普及センター、新みやぎ農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

さらに、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入、シルバー人材の活用等に取り組む。

加えて、栗原市の農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

### **2 栗原市が主体的に行う取組**

宮城県農業経営・就農支援センターや栗原農業改良普及センター、新みやぎ農業協同組合等と連携しながら、就農希望者に対し、疑問や悩みに答えるため就農相談を行ない、研修や就農に関する情報提供、栽培技術や経営ノウハウ等の農業経営に

資する情報提供を行う。

また、就農後の定着に向けて栗原市が策定する「地域計画」に地域の中心的な経営体として位置づけられるよう促すとともに、国の新規就農者育成総合対策事業、青年等就農資金の積極的な活用、栗原農業改良普及センターによる重点指導対象としての定期的な巡回指導や情報提供、当該青年等を集めての交流機会の提供、経営発展の意欲の高い者に対する優良経営者による集中講座により、さらに安定的な経営体への成長を促す機会の提供等を行う。

栗原市は、新たに農業経営を営もうとする青年等が、将来、効率的かつ安定的な農業経営者へと経営発展できるよう、必要な支援を集中的に措置する青年等就農計画（法第14条の4）制度の普及を図り、その経営の確立に資するため、青年等就農計画の実施状況を点検し、栗原農業改良普及センター、栗原市農業委員会、新みやぎ農業協同組合等の関係機関・団体が必要に応じて栽培技術指導、経営指導等のフォローアップを行うなど、重点的に指導等を行う。

さらに、当該農業者が引き続き農業経営改善計画を作成し、認定農業者へ移行できるように計画的に誘導する。

### 3 関係機関等の役割分担

栗原市は、宮城県、栗原市農業委員会、新みやぎ農業協同組合等の関係機関と連携しつつ、市が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

- ① 新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を栗原市農業委員会、宮城県農地中間管理機構が行う。
- ② 技術や経営ノウハウについての習得及び就農後の営農指導等フォローアップについては、栗原農業改良普及センター、新みやぎ農業協同組合等が行う。

### 4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

栗原市は、栗原市農業再生協議会及び新みやぎ農業協同組合と連携して、区域内における作付け品目ごとの就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、宮城県及び宮城県農業経営・就農支援センターへ情報提供する。

農業を担う者の確保のため、新みやぎ農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、栗原市の区域内において後継者がいない場合は、宮城県及び宮城県農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう宮城県農業経営・就農支援センター、宮城県農地中間管理機構、栗原市農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行うこととする。

## 第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する

### 目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積及び面的集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占める面積の目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積の目標

効率的かつ安定的な農業経営（担い手）が地域の農用地の利用に占める面積の目標	備考
78%	

注) 1 効率的かつ安定的な農業経営（担い手）とは、農林水産省による「担い手の農地利用集積状況調査」の定義に基づき、以下の経営体とする。

- (1) 認定農業者
- (2) 基本構想水準到達者
- (3) 集落営農経営（特定農業団体、集落営農組織〔複数の農業者により構成される農作業受託組織であって、組織の規約を定め、対象作物の生産・販売について共同販売経理を行っている組織〕）
- (4) 認定新規就農者

2 「効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積」とは、注) 1 の経営体が営農する次の農用地の面積とする。

- (1) 自己所有地
- (2) 借入地
- (3) 特定農作業受託地（農作業を受託することを約した契約のうち、受託者が農作物を生産するために必要となる次の基幹的な作業を行うこと、その生産した農作物を当該受託者の名義をもって販売すること並びにその販売による収入の程度に応じ当該収入を農作業及び販売の受託の対価として充当することを約したものをいう。①稲については、耕起・代掻き、田植及び収穫・脱穀。②麦、大豆については、耕起、整地、播種及び収穫。③その他の作物にあつては、①又は②に準ずる作業。）

3 目標年次は、令和12年度とする。

○効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

効率的かつ安定的な農業経営を営む上で、農地の面的集積が重要であることを踏まえ、農地中間管理事業等の活用により効率的かつ安定的な農業経営への農地利用集積の割合が高まるように努めるものとする。

○農業構造の指標

・効率的かつ安定的な経営体数の目標等

区 分	令和12年度末
経営体数	750 経営体
個別経営体	650 経営体
組織経営体（特定農業団体等集落営農組織を含む）	100 経営体

区 分	令和12年度末	集積率
耕地面積	17,913 ha	78 %
経営体への集積面積	13,954 ha	
田	16,122 ha	81 %
経営体への集積面積	13,059 ha	
畑	1,791 ha	50 %
経営体への集積面積	895 ha	

○ その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

栗原市、栗原市農業委員会、宮城県農地中間管理機構、新みやぎ農業協同組合、土地改良区等の関係機関・団体が連携し、地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形での農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農用地の集積を加速させる。

## 第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

栗原市は、宮城県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第5「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する事項」に定められた方向に即し、農地中間管理事業による農地集積・集約化の機能がより効果的に発揮されるよう、栗原市農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

栗原市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 利用権設定等促進事業
- ② 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ③ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ④ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

### 1 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

協議の場の設置については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、当該区域における基幹作物である水稻の農繁期を除いて設定することとし、開催に当たっては、農業者への通知、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図ることとする。参加者については、農業者、栗原市、栗原市農業委員、農地利用最適化推進委員、新みやぎ農業協同組合、宮城県農地中間管理機構の農地相談員、土地改良区、宮城県、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行うものとする。農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、必要に応じて活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図ることとする。

栗原市は、地域計画の策定に当たって、宮城県・栗原市農業委員会・宮城県農地中間管理機構・新みやぎ農業協同組合・土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施することとする。

## 2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

### (1) 農用地利用改善事業の実施の促進

栗原市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

### (2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

ただし、ひとまとまりの集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障のない限り、集落の一部を除外することができるものとする。

### (3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

### (4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

### (5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱参考様式第6-1号の認定申請書を栗原市に提出して、農用地利用規程について栗原市の認定を受けることができる。

② 栗原市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 栗原市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を栗原市の掲示板への提示により公告する。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等から見て農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認める時は、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は、当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど政令第11条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ 栗原市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当する時は、(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について、利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等、若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

ウ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利

用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

#### (7) 農用地利用改善団体の勸奨等

- ① (5)の②の認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められる時は、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者(所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者)である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者(特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。)に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勸奨することができる。
- ② ①の勸奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度が、その周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

#### (8) 農用地利用改善事業の指導、助言

- ① 栗原市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- ② 栗原市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、栗原農業改良普及センター、栗原市農業委員会、新みやぎ農業協同組合、土地改良区、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきた時は、栗原市農業再生協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

### 3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進、その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

#### (1) 農作業の受委託の促進

栗原市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ア 新みやぎ農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託の斡旋の促進
- イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受委託の促進の必要性についての普及啓発
- エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

新みやぎ農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

(3) 農業協同組合自らが委託を受けて農作業を行う取組等

新みやぎ農業協同組合は、地域計画の実現に当たって、担い手が受けきれない農用地を適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業支援サービス事業者による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図ることとする。

#### 4 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

① 耕作若しくは養畜の事業を行う個人（法第18条第2項第6号に定める利用権の設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事することと認められない者を除く）又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に依拠してそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の(ア)から(オ)までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあっては、(ア)、(エ)及び(オ)に掲げる要件のすべて）を備えること。

(ア) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

(イ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

(ウ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

(エ) その者の農業経営に主として従事すると認められる農業従事者（農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。）がいるものとする。

(オ) 所有権の移転を受ける場合は、上記(ア)から(エ)までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るため

に必要な場合、利用権の設定を行うものが飯米確保等の必要から代替地を求めている場合、又は、近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等、特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等、候補者名簿に登録されている者であること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができることと認められること。

ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができることと認められること。

② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの(ア)及び(イ)に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、(ア)に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う新みやぎ農業協同組合が利用権の設定等を受ける場合、同法第11条の50第1項第1号に掲げる場合において新みやぎ農業協同組合が利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第3項に規定する農地中間管理事業を行う農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける若しくは農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

④ 利用権の設定等を受けた後において耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農地所有適格法人、農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体、農業協同組合その他農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号以下、「政令」という。）第5条で定める者を除く。）は、次に掲げるすべてを備えるものとする。

ア その者が、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ その者が、法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号チに掲

げる者を除く。)が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を受ける場合、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

## (2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定(又は移転)される利用権の存続期間(又は残存期間)の基準、借賃の算定基準及び支払い(持分の付与を含む。以下同じ。)の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価(現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。)の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

## (3) 開発を伴う場合の措置

- ① 栗原市は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者(地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。)から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」(平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。)様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。

- ② 栗原市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。

ア 当該開発事業の実施が確実であること。

イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。

ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

## (4) 農用地利用集積計画の策定期期

- ① 栗原市は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。

- ② 栗原市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定(又は移転)された利用権の存続期間(又は残存期間)の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定(又は移転)を内容として定める。

## (5) 要請及び申出

- ① 栗原市農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、栗原市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 栗原市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる新みやぎ農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ ②から③に定める申出を行う場合において、（4）の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

#### （6）農用地利用集積計画の作成

- ① 栗原市は、（5）の①の規定による栗原市農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 栗原市は、（5）の②から③の規定による農用地利用改善団体、新みやぎ農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、栗原市は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 栗原市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（（1）に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

#### （7）農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、⑥のウに掲げる事項については、（1）の④に定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等（（1）の④に定める者である場合について

は、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。)を受ける土地の所在、地番、地目及び面積

- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定(又は移転)を受ける利用権の種類、内容(土地の利用目的を含む。)、始期(又は移転の時期)、存続期間(又は残存期間)、借賃及びその支払いの方法(当該利用権が、農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては、農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法)、利用権の条件その他利用権の設定(又は移転)に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及び(現物出資に伴い付与される持分を含む。)その支払い(持分の付与を含む。)の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が(1)の④に規定する者である場合には、次に掲げる事項
  - ア その者が、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃借権又は使用貸借の解除をする旨の条件
  - イ その者が毎事業年度の終了後3月以内に、農地法第6条の2第1項で定めるところにより、権利の設定を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について農業委員会に報告しなければならない旨
  - ウ その者が、賃借権又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項
    - (ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
    - (イ) 原状回復の費用の負担者
    - (ウ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め
    - (エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め
    - (オ) その他撤退した場合の混乱を防止するための事項
- ⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

#### (8) 同意

栗原市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、複数の共有に係る土地について利用権(その存続期間が20年を超えないものに限る。)の設定又は移転をする場合において当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持ち分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

#### (9) 公告

栗原市は、栗原市農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は（５）の①の規定による栗原市農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち（７）の①から⑥までに掲げる事項を栗原市の掲示板への掲示により公告する。

（１０）公告の効果

栗原市が（９）の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとする。

（１１）利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

（１２）紛争の処理

栗原市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

（１３）農用地利用集積計画の取消し等

① 栗原市の長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、（９）の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めるところにより貸借権又は使用貸借による権利の設定を受けた（１）の④に規定する者（法第１８条第２項第６号に規定する者）に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。

ウ その者が法人である場合にあつては、その法人の業務を執行する役員のうちいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

② 栗原市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る貸借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。

ア （９）の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた（１）の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が貸借権又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 栗原市は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取消しに係る部分を栗原市の公報に記載

することその他所定の手段により公告する。

- ④ 栗原市が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る貸借権又は使用貸借が解除されたものとみなす。
- ⑤ 栗原市農業委員会は、②の規定による取消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地中間管理事業の活用を図るものとする。栗原市農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、農地中間管理機構に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。

## 5 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

### (1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

栗原市は、第5の1から4までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 本市は、市内各10地区の基盤整備事業による農業生産基盤整備の促進を通じて、水田の大区画化を進め、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていく上での条件整備を図る。

イ 本市は、築館、栗駒、一迫、鶯沢、金成、志波姫、各地区が農山漁村振興交付金によって農村の活性化を図り、農村の健全な発展によって望ましい農業経営の育成に資するよう努める。

ウ 本市は、農業ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって、水稻のみならず、他の土地利用型作物も含めた望ましい経営体の育成を図ることとする。

特に、面的な広がりでの田畑輪換を実施する集団的土地利用を行なっている組織を範としつつ、このような転作を契機とした地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、とりわけ面的集積による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するよう努める。

エ 本市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

### (2) 推進体制等

#### ① 事業推進体制等

栗原市は、栗原市農業委員会、栗原農業改良普及センター、新みやぎ農業協同組合、土地改良区、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第4で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。

また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に、効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

## ② 農業委員会等の協力

栗原市農業委員会、新みやぎ農業協同組合及び土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、関係機関と相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、栗原市は、このような協力の推進に配慮する。

## 第6 農地中間管理機構が行う特例事業の実施に関する事項

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第4条の規定により宮城県の農地中間管理機構に指定されたみやぎ農業振興公社は、県基本方針第6に定められた事業を行う。

本市町村において、農地中間管理機構が特例事業を行う際は、栗原市農業振興地域整備計画の内容に則して適正かつ円滑に特例事業が行われることとし、栗原市は農地中間管理機構、農協系統組織、農業委員会組織、栗原農業改良普及センター等関係機関・団体との協調に努める。

## 第7 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

## 附則

- 1 この基本構想は、平成18年7月3日から施行する。
- 2 この基本構想は、平成22年6月9日から施行する。
- 3 この基本構想は、平成25年3月1日から施行する。
- 4 この基本構想は、平成26年9月30日から施行する。
- 5 この基本構想は、平成29年3月28日から施行する。
- 6 この基本構想は、令和4年3月31日から施行する。
- 7 この基本構想は、令和5年8月31日から施行する。

## 別紙1（第5の4（1）⑥関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途毎にそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第298条第1項の規定による地方開発事業団体以外の地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第2条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第2条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）
  - 対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合
    - ・・・法第18条第3項第2号イに掲げる事項
  - 対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合
    - ・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。
- (2) 農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）
  - 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
    - ・・・その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。
  - 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
    - ・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。
- (3) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）
  - 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
    - ・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

## 別紙2（第5の4（2）関係）

### I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための 利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定 又は移転を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
<p>1 存続期間は3年（農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を發揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。</p> <p>ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3年とすることが相当でない と認められる場合には、3年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>1 農地については、農地法第52条の規定により栗原市農業委員会が提供する地域の実勢を踏まえた賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の実産力を發揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4 借賃を金銭以外のもので定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。</p>	<p>1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1の支払いは、貸賃人の指定する新みやぎ農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、貸賃人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について、当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき栗原市が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>

II 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。</p>	Iの③に同じ。	Iの④に同じ。

III 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）	② 損益の算定基準	③ 損益の決済方法	④ 有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業経営に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p>	Iの③に同じ。この場合においてIの③中の「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。	Iの④に同じ。

#### IV 所有権の移転を受ける場合

① 対価の算定基準	② 対価の支払方法	③ 所有権の移転の時期
<p>土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額な対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する新みや農協協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われなときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。</p>